

長久手市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 対象事業者

本調達方針により、物品及び役務を調達する対象事業者は、県内に住所を有する次に定める障害者就労施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（(ア)から(ウ)まで全てを満たすもの）

(ア) 障がい者の雇用者数が5人以上

(イ) 障がい者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

(5) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集及びその情報の市への提供、発注内容に対応可能な複数の事業所にあつ旋・仲介する業務を行う共同受注窓口として市長が適当と判断する者

3 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部署が発注する物品及び役務の調達について適用する。

4 調達を推進する物品及び役務

本市が調達する事務用品、食料品等の物品及び清掃等の役務のうち、障害

者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

5 調達目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

6 調達に関する基本的な考え方

(1) 本市における取組方針

調達する物品及び役務の分野を限定することなく、本方針の対象となる物品及び役務について、積極的かつ計画的な調達に努める。

また、調達可能な物品及び役務の情報の収集についても積極的に行い、これまで調達実績のない物品及び役務の調達拡大に努めるものとする。

(2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。

また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。

(3) 障害者就労施設等との協働

物品及び役務の品質の確保や調達の円滑化を図るためには、障害者就労施設等が自主的な改善取組が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品及び役務や発注見通し等の情報交換に努める。

7 情報の提供

市が調達を予定する物品及び役務の情報について、可能な限り事前にホームページ等の手法により、障害者就労施設等に情報提供を行う。

8 調達の推進方法

(1) 福祉部福祉課は、障害者就労施設等の育成及び対象施設の拡大を図るとともに、提供可能な物品等についての情報収集を行う。

(2) 総務部行政課は、福祉部福祉課が収集及び認定した情報を管理し、適時適切に更新を行い、各課等に対して情報提供及び協力依頼を行う。

9 調達実績の公表

毎年度終了後、総務部行政課において実績のとりまとめを行い、とりまとめた情報をもとに実施状況を把握し、調達実績の概要を公表する。

10 その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な申請及び登録等の事項は、市長が別に定める。

附 則

この調達方針は、平成26年6月1日から施行する。